

京都市告示第121号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 5月 9日

京都市長 門川 大作

道路の種類           市 道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

| 路線名         | 区 間                                    | 旧<br>新<br>別 | 延 長            | 敷地の幅員               |
|-------------|--|-------------|----------------|---------------------|
| 横大路経4<br>号線 | 伏見区横大路東裏町46番地の地先から<br>同区横大路畔ノ内4番地の地先まで | 旧           | メートル<br>724.80 | メートル<br>0.70 ~ 6.10 |
|             |  | 新           | 722.50         | 1.70 ~ 11.20        |

(建設局土木管理部道路明示課)